

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月30日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第11号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市営利企業等の従事制限に関する規則

第3条を次のとおり改める。

(許可の基準)

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第38条第1項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 当該許可に係る行為による心身の疲労のため、当該許可を受けようとする職員の職務遂行上その能率に悪影響を与えるおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該職員の職務の遂行に支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 当該職員の職務と会社その他の団体において当該職員が従事しようとする事業若しくは事務、自ら営もうとする私企業の事業若しくは事務又は当該職員が報酬を得て行おうとする事業若しくは事務との間に直接の利害関係があり、又はその発生のおそれがあるとき。
- (4) 当該許可に係る行為が、地方公務員の職の信用を傷つけ、又は地方公務員の職全体の不名誉となるおそれがあるとき。
- (5) 次項各号に定める報酬の額を大幅に上回るとき。

2 前項の許可に係る行為のうち、職務（過去に従事した職務を含む。）に関して行う次の各号に掲げるものに対する報酬の額は、それぞれ当該各号

に定める額とする。

(1) 講演，討論，講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演 1 時間当たり 20,000 円以内

(2) 著述 400 字当たり 4,000 円以内

3 任命権者は，第 1 項の許可に係る行為の内容の高度の専門性その他の事由により，前項各号に定める額により難いと認めるときは，同項の規定にかかわらず，これに代わる報酬の額を決定することができる。この場合において，任命権者は，当該額を人事委員会に報告しなければならない。

4 任命権者は，必要があると認めるときは，前項の規定により決定した報酬の額を変更することができる。同項後段の規定は，この場合について準用する。

5 任命権者は，第 1 項の許可を行った後，当該許可を受けた職員の職務の変更その他の事由により，同項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは，当該許可を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市営利企業等の従事制限に関する規則第 3 条の規定は，この規則の施行の日以後に行われる地方公務員法第 38 条第 1 項の規定による許可の申請について適用し，同日前に行われた当該申請については，なお従前の例による。

(人事委員会事務局調査課)